

千葉県告示第137号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示します。

令和5年2月24日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 特定計量器の定期検査を行う区域は、千葉市花見川区、稲毛区及び美浜区とする。
- 2 定期検査の対象となる特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定める非自動はかり、分銅及びおもりとする。
- 3 定期検査を実施する期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
- 4 定期検査を実施する場所は、当該検査の対象となる特定計量器の所在する場所とする。
- 5 定期検査を実施する者は、千葉市指定定期検査機関 有限会社中山計量事務所とする。